

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第八条 令第三条に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。</p> <p>2 令第三条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 当該信託業務を営む銀行に対する預金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額</p> <p>二 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額</p> <p>三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十四条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第四十七条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額</p> <p>四 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決裁に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額</p>	<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第八条 令第三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。</p> <p>2 令第三条第一項に規定する貸出金の区分に属する信用の供与の額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 当該信託業務を営む銀行に対する預金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額</p> <p>二 国債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額</p> <p>三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十四条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額</p> <p>四 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決裁に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額</p>

五 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業信用保険公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

(信託業務報告書等)

第十一条 信託業務を営む金融機関は、営業年度(令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下この項、次項及び次条において同じ。)開始の日から当該営業年度の九月三十日(令第二条第五号から第七号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第一号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融監督庁長官等に提出しなければならない。

2~4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、営業年度ごとに、信託業務に係る業務及び財産の状況に関する事項として次に掲げるものを記載した説明書類を作成し、当該金融機関(代理店を除く。)の営業所等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 信託業務の内容

二 信託業務に係る業務及び財産に関する次に掲げる事項

イ 直近の五営業年度における信託業務の状況を示す指標として次に

(信託業務報告書等)

第十一条 信託業務を営む金融機関は、営業年度(令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下この項及び次項において同じ。)開始の日から当該営業年度の九月三十日(令第二条第五号から第七号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第一号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融監督庁長官等に提出しなければならない。

2~4 (略)

(新設)

掲げる事項

(1) 信託報酬

(2) 信託勘定貸出金残高

(3) 信託勘定有価証券残高

(4) 信託財産額

□ 直近の二営業年度における信託業務に係る業務及び財産の状況を示す指標として別表に掲げる事項

2 前項の「営業所等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。）

二 令第二条第二号から第四号まで及び第八号から第十号までに掲げる金融機関にあつては、事務所（無人の事務所及び外国に所在する事務所を除く。）

三 令第二条第五号から第七号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、事務所（信用事業以外の事業の用に供される事務所、一時的に設置する事務所及び無人の事務所を除く。）

3 信託業務を営む金融機関は、第一項の規定により作成した説明書類の縦覧を、当該金融機関の営業年度経過後四月以内に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係る当該説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 信託業務を営む金融機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融監督庁長官等の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

5 信託業務を営む金融機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

6 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金融機関が第三項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

別表（第十一条の二第一項第二号口関係）

一 別紙様式第二号の13の信託財産残高表（注記事項を含む。）

二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高

三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。次項において同じ。）の種類別の期末受託残高

四 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

五 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高

六 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高

七 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高

八 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高

九 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区

（新設）

分をいう。()の金銭信託等に係る貸出金残高

十 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高

十一 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

十二 中小企業等(資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金三千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業、飲食店及びサービス業にあつては資本金千円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。)に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

十三 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。)の期末残高